

「シティ信金“結婚・子育て資金一括贈与専用口座”」

(愛称：シティ信金“はぐくむ未来”) 商品説明書

| | | |
|-------------------|--|---|
| 商品名 | <ul style="list-style-type: none"> ・シティ信金“結婚・子育て資金一括贈与専用口座”(愛称：シティ信金“はぐくむ未来”) ※租税特別措置法に基づく結婚・子育て資金非課税措置の適用を受けるための口座です。 | |
| 販売対象 | <ul style="list-style-type: none"> ・直系尊属(曾祖父母、祖父母、父母等)から贈与契約書により結婚・子育て資金を受贈した20歳以上50歳未満の個人の方 ※開設可能な専用口座は、お一人さまにつき1口座です。専用口座を開設した場合、他の支店・金融機関で専用口座の開設はできません。 | |
| 期間 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 取扱期間 <ul style="list-style-type: none"> ・2016年7月19日～2021年3月31日 (2) 預入期間 <ul style="list-style-type: none"> ・預金者が50歳に達した日など、一定の要件に該当した日まで | |
| 預金種類 | <ul style="list-style-type: none"> ・普通預金(総合口座普通預金のご利用できません) | |
| 口座開設方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・当金庫窓口でお申込みいただけます。 ・専用口座の開設に先立ち、贈与者(祖父母さま等)と受贈者(預金者)の間で書面により贈与契約を締結していただきます。 ・専用口座の開設にあたり、受贈者(預金者)から所定の申告書(結婚・子育て資金非課税申告書)・贈与契約書等を当金庫に提出していただき、当金庫と「結婚・子育て資金管理契約」を締結していただきます。 | |
| 非課税となる結婚・子育て資金の範囲 | <ul style="list-style-type: none"> ・非課税となる結婚・子育て資金の範囲は以下のとおりとなります。 1. 受贈者の結婚に際して支出する費用(上限300万円) <ul style="list-style-type: none"> ① 挙式や結婚披露宴を開催するために要する挙式代、会場費など(入籍日の1年前以後に支払われたものに限る。) ② 結婚を機に移り住むものとして、新たに借りた物件にかかる家賃、敷金、共益費、礼金、仲介手数料、契約更新料(入籍日の1年前後以内に締結した賃貸借契約に関するものに限る。また、当該契約締結日から3年を経過する日までに支払われたものが対象となる。) ③ 結婚を機に移り住む住居先に転居するための引っ越し代(入籍日の1年前後以内に行ったものに限る。) 2. 受贈者(当該受贈者の配偶者を含む。)の妊娠、出産または育児に要する費用 <ul style="list-style-type: none"> ① 妊娠に要する費用 <ul style="list-style-type: none"> イ 人工授精など不妊治療に要する費用 ロ 妊婦健診に要する費用 ② 出産に要する費用 <ul style="list-style-type: none"> イ 分娩費、入院費、新生児管理保育料、検査・薬剤料、処置・手当料および産科医療補償制度掛金など出産のために入院から退院までに要する費用 ロ 出産後1年以内に支払われた産後ケアに要する費用(6泊分または7回分に限り。) ③ 育児に要する費用 <ul style="list-style-type: none"> イ 未就学児の子の治療、予防接種、乳幼児健診、医薬品(処方箋に基づくものに限る。)に要する費用 ロ 保育園、幼稚園、認定こども園、ベビーシッター業者等へ支払う入園料、保育料、施設設備費、入園試験の検定料、行事への参加や食事の提供など育児に伴って必要となる費用 | |
| 預け入れ | 預入方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・口座開設店でのみ随時お預け入れいただけます。 ※贈与契約日から、2か月以内に贈与者(直系尊属)から贈与された金銭をお預け入れいただけます。 ※ATMやお振込みによるお預け入れはできません。 |
| | 預入金額 | 1円以上1,000万円以下(1円単位) |
| 払戻方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・原則として預金者の結婚・子育て資金の支払いにあてる場合に限り払い戻しできます。 <後払い方式> 預金者が結婚・子育て資金の立て替え払いをされた後、その結婚・子育て資金に係る領収書等を当金庫に提出いただいた場合に、その金額を専用口座から払い戻します。 ただし、専用口座から振込をされる場合はこの限りではありません。 ・結婚・子育て資金の支払いに充当したことを証する書類(以下「領収書等」)を提出いただいた場合の払い戻しについては、贈与税の非課税措置の適用を受けることができます。(結婚費用として支払われたものについては300万円が上限) ・専用口座から振込をされる場合は、請求書等により、支払内容、支払先が確実なものに限定させていただきます。 ・領収書等の提出がない払い戻しや結婚・子育て資金以外の払い戻し等については、贈与税の非課税措置の適用を受けることができません。 ※領収書等には、支払日、金額、支払内容(例「〇〇代として」)、支払者、支払先の氏名(名称)および住所(所在地)の記載が必要です。 ・領収書等は、当該領収書等に記載された支払年月日から1年を経過する日までに提出することが必要です。1年を超えた領収書等での払い戻しは非課税措置の適用を受けることができません。 ※お引出しは、受贈者(預金者)が50歳に達する日の前日までとなります。 | |

| | | |
|-------------|---|--|
| 預金契約の終了 | 次のいずれか早い日に結婚・子育て資金管理契約は終了します。その場合、直ちにご解約いただきます。 (通常の預金口座として引き続きご利用になることはできません。) 1. 受贈者(預金者)が50歳になられた日 2. 受贈者(預金者)が亡くなられた日 3. 預金の残高が零となり、受贈者(預金者)と当金庫との間で契約終了の合意があった日 ※上記1の事由により契約が終了した場合、結婚・子育て資金として使われなかった資金については、受贈者(預金者)が50歳になられた日に贈与があったものとみなして、その時点の専用口座の残高に対して、贈与税が課税されます。 | |
| 贈与者死亡時の取り扱い | ・契約期間中に贈与者(祖父母等)が亡くなられた際、死亡時に結婚・子育て資金の支払いに充てられていなかった残額がある場合、当該残高は贈与者から相続または遺贈により取得したものとみなされ、相続税の課税対象となります。 | |
| 利息 | 適用利率 | ・当金庫所定の普通預金金利 |
| | 利払方法 | ・年2回(3月・9月)の当金庫所定の日に元金に組み入れます。 |
| | 計算方法 | ・毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算とします。 |
| 税金 | ・お利息には、源泉分離課税20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。 ※2037年12月31日までの間に支払われる利息には、復興特別所得税(0.315%)が付加されることにより、源泉分離課税20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 | |
| 口座管理・取扱手数料 | 不要 | |
| 中途解約 | ・原則として中途解約はできません。 (上記「預金契約の終了」参照) | |
| 金利情報の入手方法 | ・本商品の金利は普通預金金利となります。 ・当金庫ホームページ「金利」ページの普通預金金利をご参照ください。 また、店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。 | |
| 苦情処理措置 | 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある支店もしくは本部・コンプライアンス部(9:00~17:00、電話06-6201-2881)までお申し出ください。 | |
| 紛争解決措置 | 公益社団法人 民間総合調停センター(平日9:00~17:00 電話06-6364-7644)等をご利用いただくことにより、紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス部までお申し出ください。なお、公益社団法人 民間総合調停センターに直接お申し出いただくことも可能です。 | |
| 備考 | ・キャッシュカードは発行いたしません。 ・公共料金等の自動支払および給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取はできません。 ・総合口座の開設はできません。 ・譲渡、担保提供、口座名義の変更(婚姻等の場合を除く)は認められません。 ・この預金は、預金保険制度による保護の対象となります。 ・非課税措置の対象となる「結婚・子育て資金」の範囲および領収書等とともに提出が必要な書類については、内閣府ホームページをご参照ください。 【内閣府HP】 http://www8.cao.go.jp/shoushi/budget/zouyozei.html | |

(2019年10月1日現在)